市町村議会で議決した意見書（令和8年9月分）

No.	市町村名	件名	議決年月日
1	西和賀町	非核三原則の堅持を求める意見書	R8.9.11
2	岩手町	子どものゆたかな学びの実現のため、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担率の引き上げを求める意見書	R8.9.14
3	一戸町	ゆたかな学びの実現、定数改善及び義務教育費国庫負担率２分の１の復元に係る意見書	R8.9.16
4	紫波町	子どものゆたかな学びの実現のため、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担率の引き上げを求める意見書	R8.9.18
5	紫波町	米の再生産可能な価格確保と農業者への支援を求める意見書	R8.9.18
6	矢巾町	子どものゆたかな学びの実現のため、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担率の引き上げを求める意見書	R8.9.18
7	矢巾町	令和8年産米の再生産可能な価格確保と農業者への支援を求める意見書	R8.9.18
8	野田村	ゆたかな学びの実現、定数改善及び義務教育費国庫負担率２分の１の復元に係る意見書	R8.9.18
9	陸前高田市	こどもに寄り添う時間を確保するための、2027年度政府予算に係る意見書	R8.9.29
10	盛岡市	令和8年産米の再生産可能な価格確保と農業者への支援を求める意見書	R8.9.30
11	久慈市	ゆたかな学びの実現、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担率２分の１の復元に係る意見書	R8.9.30
12	久慈市	政府備蓄米の適正水準への早期回復等に向けた意見書	R8.9.30

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】令和８年９月 11 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 【件　　名】非核三原則の堅持を求める意見書 1967 年に国会で表明され、1971 年に国会決議として確認された「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則は、以降、日本の国是として堅持されてきました。この原則は、平和国家としての歩みの根幹であり、国際社会に対する信頼の礎です。 西和賀町では 2007 年 9 月「非核平和の町宣言」を行い、平和への願いが深く根づいています。また、岩手県内すべての 33 市町村が「非核宣言自治体」となっており、まさに官民一体となって平和への歩みを確固たるものにしてきた実績があります。国際社会に目を向ければ、一昨年（2024 年）には日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しており、日本が国際平和を主導する役割は、世界から一層期待されているといえます。 しかしながら、今日、大国による軍拡や新たな核兵器開発が進み、核戦争へのリスクはかつてないほどに高まっています。こうした緊迫した情勢下において、政府の「安保三文書」等の改定論議に伴い、日本の非核三原則の見直しに関する議論が一部でなされ始めていることは、到底看過できません。核の脅威が高まる時代だからこそ、平和国家である日本が非核三原則の見直しへと動くことは、かえって世界の軍事的緊張を高める逆効果を招き、核廃絶への道を遠ざけるものと考えます。 広島・長崎への原爆投下から 80 有余年が経過した今も、人類の生存を危うくする核兵器の惨禍を二度と繰り返してはなりません。日本は、世界で唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と倫理的使命を担っています。いかなる困難な情勢にあっても、核兵器廃絶を諦めることなく、誠実に努力することが求められています。 以上の理由から、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国会及び政府関係機関に対して意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】令和８年９月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　名】子どものゆたかな学びの実現のため、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担率の引き上げを求める意見書 今、日本の学校現場は、個に応じた適切な支援ができるだけの教職員が配置されておらず、子どものゆたかな学びの実現と安全・安心な学校生活の保障が難しい状況にあります。 現行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）では、１学級あたりの児童生徒数が小学校 35 人、中学校 40 人、特別支援学級８人と定められています。しかし、発達や身体的な障がいのある子どもへの対応、様々な特性のある子どもへの適切な支援、不適応の子どもの校内における受け入れ体制の構築、学力向上のためのきめ細かな指導といった、増え続ける多様なニーズに十分に応えることは、現在の教職員数では極めて困難です。一人一人の子どもに合った適切な指導や支援を行うには、適正な教職員定数への改善が必要です。 また、学校ごとの具体的な教員数の配当基準は自治体の裁量となっていますが、教職員の給与に関わる自治体の負担率が 2006 年に２分の１から３分の２に引き上げられて以降、自治体の財政負担は増大しました。財政に余裕がある自治体は多くの教職員を配置できるが、財政が厳しい自治体ほど少数しか配置できない状況を生じることとなります。同じ規模の学級数や子どもの数であっても、財政力の違いによって配置できる教職員数に差があることは、義務教育費国庫負担制度の趣旨に反するばかりでなく、日本国憲法や教育基本法に掲げられている教育の機会均等の原則にも反するものです。 こうした観点から、2027 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、意見書を提出いたします。 記 １．子どもたちのゆたかな学びの実現のため、「公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）を改善し、教職員定数を増やすこと。 ２．自治体による教職員数の格差をなくし、教職員配当にかかる地方財政の負担を軽減するため、義務教育費国庫負担率を引き上げること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】令和８年９月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　名】ゆたかな学びの実現、定数改善及び義務教育費国庫負担率２分の１の復元に係る意見書 現在の教育現場は、国際的に突出して教員の長い仕事時間と、それによるストレスの増大、教育予算や人的資源の不足という構造的な課題に直面しています。子どもたちの質の高い学びと、教職員が安心して働ける環境を確保するため、これらの課題解決が急務です。そして、以上の課題を解決し、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、学校の働き方改革の推進と教職員定数改善とそのための予算措置が不可欠です。 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正を受けて、公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は 2028 年度までに 35 人に引き下げられます。岩手県では、国に先立って 2023 年度から小・中学校ともに 35 人以下の学級編制となりました。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。 また、４月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「３分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財源措置等が不可欠です。教職員不足や教職志望者の減少により、岩手県内の学校でも欠員が日常的に生じており、学校運営に支障をきたしています。文部科学省の「令和７年度『教師不足』に関する実態調査」によると、岩手県の小中学校義務標準法上の定数に対する充足率は 98.5％であり、全国的に見ても低い水準となっています。 文部科学省の「教員勤務実態調査」によると、在校等時間が短縮したものの、持ち帰りや土日出勤を含めた残業時間は、実質月 80 時間を超えており、長時間労働の是正が進んでいません。岩手県内の学校現場においても、人的余裕がない中での学校運営が常態化しており、年度途中での育休者・病休者等の代替補充がすすまず、欠員が生じてさらに職場に余裕がなくなるという負の連鎖が続いています。 厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体間で教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度は、2006 年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって、国及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。 記 １　高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。 ２　学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教職員の増員や少数職種の配

市町村議会名	意見書の内容
	置増など教職員定数改善を推進すること。 3　自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実現ができるよう加配定数の削減は行わないこと。 4　教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。 5　自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。 6　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
紫　波　町	【議決年月日】令和８年９月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　名】子どものゆたかな学びの実現のため、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担率の引き上げを求める意見書 今、日本の学校現場は、個に応じた適切な支援ができるだけの教職員が配置されておらず、子どものゆたかな学びの実現と安全・安心な学校生活の保障が難しい状況にあります。 現行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）では、１学級あたりの児童生徒数が小学校 35 人、中学校 35 人、特別支援学級８人と定められています。しかし、発達や身体的な障がいのある子どもへの対応、様々な特性のある子どもへの適切な支援や、受け入れ体制の構築、学力向上のためのきめ細かな指導といった、増え続ける多様なニーズに十分に応えることは、現在の教職員数では極めて困難です。一人一人の子どもに合った適切な指導や支援を行うには、適正な教職員定数への改善が必要です。 また、学校ごとの具体的な教員数の配当基準は自治体の裁量となっていますが、教職員の給与に関わる自治体の負担率が 2006 年に２分の１から３分の２に引き上げられて以降、自治体の財政負担は増大しました。財政に余裕がある自治体は多くの教職員を配置できるが、財政が厳しい自治体ほど少数しか配置できない状況を生じることとなります。同じ規模の学級数や子どもの数であっても、財政力の違いによって配置できる教職員数に差があることは、義務教育費国庫負担制度の趣旨に反するばかりでなく、日本国憲法や教育基本法に掲げられている教育の機会均等の原則にも反するものです。 こうした観点から、2027 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要望します。 記 １．子どもたちのゆたかな学びの実現のため、「公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）を改善し、教職員定数を増やすこと。 ２．自治体による教職員数の格差をなくし、教職員配当にかかる地方財政の負担を軽減するため、義務教育費国庫負担率を引き上げること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
紫　波　町	【議決年月日】令和８年９月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 【件　　名】米の再生産可能な価格確保と農業者への支援を求める意見書 令和８年産米の概算金が前年比で４割を超える大幅な下落となり、生産コストが高止まりする中、農業者が将来にわたって米づくりを継続することが困難となることが懸念されます。 このような状況が続けば、農業者の離農や作付面積の減少が進み、農地の荒廃や担い手不足を招くことになります。さらに、米の生産基盤が失われることは、地域の食料供給や農村地域、地域経済にも大きな影響を及ぼします。 米は我が国の食料安全保障を支える重要な農産物であり、「米を作り続けられる農業者がいること」そのものが、地域と国の重要な財産です。 市場原理による価格形成を尊重することは必要ですが、農業者が再生産できない水準まで価格が下落した場合には、営農を継続できるよう、国による実効性のある支援が必要です。 また、将来にわたる米の安定的な生産と供給を確保するため、食料安全保障の観点から、国が責任を持って米の生産基盤と供給体制を維持していくことが重要です。政府備蓄米についても、必要な備蓄水準を確保するため、機動的な買入れ、買戻し等の運用が求められます。 ついては、地域農業と食料生産を守り、農業者が将来にわたって安心して米づくりを継続できる環境を整えるとともに、我が国の食料安全保障を確保するため、次の措置を講ずるよう強く要望します。 １．農業者が将来にわたって米づくりを継続し、再生産できる水準で米価が形成されるよう、実効性のある需給対策を講じること。 ２．需給対策を講じてもなお、米価が生産コスト指標を下回る場合において、農業者が安心して営農を継続できるよう、価格形成を補完する直接的かつ実効性のある支援制度を創設すること。 ３．食料安全保障の観点から、政府備蓄米の買入れ、買戻し等について機動的な運用体制を確立するとともに、主食である米の安定的な供給を確保することを国の重要な責務として、国民が将来にわたり安心して暮らせる持続可能な食料供給体制を構築すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】令和８年９月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　名】子どものゆたかな学びの実現のため、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担率の引き上げを求める意見書 今、日本の学校現場では、個に応じた適切な支援を行うために必要な教職員が十分に配置されておらず、子どものゆたかな学びの実現と、安全・安心な学校生活の保障が難しい状況にあります。 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）が改正され、小学校に続き中学校の学級編成標準についても、2028 年度までに 35 人に引き下げられます。しかし、発達や身体的な障がいのある子どもへの対応、様々な特性のある子どもへの適切な支援、不登校や学校生活への適応に困難を抱える子どもへの校内における受入れ体制の構築、学力向上のためのきめ細かな指導など、増え続ける多様なニーズに十分に応えることは、現在の教職員数では極めて困難です。一人一人の子どもに合った適切な指導や支援を行うためには、学級編制の改善に加え、教職員定数の改善・拡充が必要です。 また、義務教育費国庫負担制度については、2006 年の「三位一体改革」により、国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教職員の配置等を行っている自治体もありますが、自治体の財政状況等の違いによって教育環境に格差が生じることは、教育の機会均等の観点からも大きな問題です。義務教育は、全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが重要であり、教育の機会均等を保障するためには、国の責任において必要な財源を確保することが求められています。 こうした観点から、国におかれましては、2027 年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要望いたします。 記 １　子どもたちのゆたかな学びの実現のため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）を改善し、教職員定数を拡充すること。 ２　教育の機会均等と教育水準の維持・向上を図り、地方自治体の財政状況による教育環境の格差を生じさせないため、義務教育費国庫負担率を引き上げること。 以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】令和８年９月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 【件　　名】令和８年産米の再生産可能な価格確保と農業者への支援を求める意見書 令和８年産米の価格が前年比で約４４％下落し、生産コストが高止まりする中、農業者が将来にわたって米づくりを継続することが困難となることが懸念されます。 このような状況が続けば、農業者の離農や作付面積の減少が進み、農地の荒廃や担い手不足を招くことになります。さらに、米の生産基盤が失われることは、地域の食料供給や農村地域、地域経済にも大きな影響を及ぼします。 米は我が国の食料安全保障を支える重要な農作物であり、「米を作り続けられる農業者がいること」そのものが、地域と国の重要な財産です。 市場原理による価格形成を尊重することは必要ですが、農業者が再生産できない水準まで価格が下落した場合には、営農を継続できるよう、国による実効性のある支援が必要です。 また、将来にわたる米の安定的な生産と供給を確保するため、食料安全保障の観点から、国が責任をもって米の生産基盤と供給体制を維持していくことが重要です。政府備蓄米についても、必要な備蓄水準を確保するため、機動的な買入れ、買戻し等の運用が求められます。 つきましては、地域農業と食料生産を守り、農業者が将来にわたって安心して米づくりを継続できる環境を整えるとともに、我が国の食料安全保障を確保するため、次の措置を講ずるよう強く要望します。 記 １　農業者が将来にわたって米づくりを継続し、再生産できる水準で米価が形成されるよう、実効性のある需給対策を講じること。 ２　需給対策を講じてもなお、米価が生産コスト指標を下回る場合において、農業者が安心して営農を継続できるよう、価格形成を補完する直接的かつ実効性のある支援制度を創設すること。 ３　食料安全保障の観点から、政府備蓄米の買入れ、買戻し等について機動的な運用体制を確立するとともに、主食である米の安定的な供給を確保することを国の重要な責務として、国民が将来にわたり安心して暮らせる持続可能な食料供給体制を構築すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】令和８年９月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　名】ゆたかな学びの実現、定数改善及び義務教育費国庫負担率２分の１の復元に係る意見書 現在の教育現場は、国際的に突出して長い教員の仕事時間と、それによるストレスの増大、教育予算や人的資源の不足という構造的な課題に直面しています。子どもたちの質の高い学びと、教職員が安心して働ける環境を確保するため、これらの課題解決が急務です。そして、以上の課題を解決し、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、学校の働き方改革の推進と教職員定数改善とそのための予算措置が不可欠です。 給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）等改正を受けて、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律）が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに35人に引き下げられます。岩手県では、国に先立って2023年度から小・中学校ともに35人以下の学級編成となりました。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。 また、４月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「３分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。教職員不足や教職志望者の減少により、岩手県内の学校でも欠員が日常的に生じており、学校運営に支障をきたしています。文部科学省の「令和７年度『教師不足』に関する実態調査」によると、岩手県の小中学校の義務標準法上の定数に対する充足率は98.5％（全国平均100.9％、2025年５月１日時点）であり、全国的に見ても低い水準となっています。 文部科学省の「教員勤務実態調査」（速報値、2023年４月28日公表）によると、在校等時間が短縮したものの、持ち帰りや土日出勤を含めた残業時間は、実質月80時間を超えており、長時間労働の是正が進んでいません。岩手県内の学校現場においても、人的余裕がない中での学校運営が常態化しており、年度途中での育休者・病休者等の代替補充がすすまず、欠員が生じてさらに職場に余裕がなくなるという負の連鎖が続いています。 厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体間で教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度は、2006年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 こうした観点から、2027年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出いたします。 記 １．高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。 ２．学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教職員の増員や少数職種の

市町村議会名	意見書の内容
	配置増など教職員定数改善を推進すること。 ３．自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。 ４．教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。 ５．自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。 ６．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】令和８年月９日 29 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　名】こどもに寄り添う時間を確保するための、２０２７年度政府予算に係る意見書 現在、小中学生が抱える問題は山積しており、ＳＮＳに起因するいじめの悪質化、オンラインゲーム依存、受験や過度な学力競争による学習意欲の低下、そして不登校児童生徒数の増加など多様化・深刻化している。特に２０２４年度の文部科学省調査によると不登校児童生徒数は全国で３５万人となり、１２年連続で増加している。 これらは複雑な家庭環境やネット社会の進展が背景にあり、このような状況に対応するためにも、こども一人一人と向き合う教職員の増員と、向き合うための時間の確保が重要となる。 教職員不足や教職志望者の減少により、岩手県内の学校でも欠員が日常的に生じており、学校運営に支障をきたしている。文部科学省の「令和７年度『教師不足』に関する実態調査」によると、岩手県の小中学校の義務標準法上の定数に対する充足率は９８．５％（全国平均１００．９％、２０２５年５月１日時点）であり、全国的に見ても低い水準となっている。２０１１年に始まった東日本大震災における復興加配についても、岩手県に当初１１５校、２０１人の配置（小・中・義務教育学校）があったが、１５年間で配置数が減少し、今年度は岩手県内で１８校、１９人の配置にまで事業規模が縮小されている。 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正を受け、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、中学校の学級編制標準は小学校に続き２０２８年度までに３５人に引き下げられるが、今後は、高等学校での３５人学級の早期実施と、様々な事情を抱えたこどもに寄り添った教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ及び少人数学級の実現が必要である。 早急な教職員不足の解消、誰もが働きやすい職場環境への改善、そして教職員がこどもに寄り添う時間を確保するために、２０２７年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望する。 記 １　小・中学校の学級編制標準を３０人に引き下げること。また複式学級の解消や基準の引き下げ等について検討すること。 ２　学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、自治体が独自で配置できる加配教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 ３　国の標準を下回るこどもの数であっても弾力的運用ができるように、加配定数の削減は行わないこと。 ４　教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。 ５　自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】令和８年９月 30 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官 【件　　名】令和８年産米の再生産可能な価格確保と農業者への支援を求める意見書 令和８年産米の概算金が岩手県内において前年比で約44％下落し、生産コストが高止まりする中、農業者が将来にわたり米作りを継続することが困難となることが懸念されます。 このような状況が続けば、農業者の離農や作付面積の減少が進み、農地の荒廃や担い手不足を招くことになります。さらに、米の生産基盤が失われることは、地域の食料供給や農村地域、地域経済にも大きな影響を及ぼします。 米は我が国の食料安全保障を支える重要な農産物であり、「米を作り続けられる農業者がいること」そのものが、地域と国の重要な財産です。 市場原理による価格形成を尊重することは必要ですが、農業者が再生産できない水準まで価格が下落した場合には、営農を継続できるよう国による実効性のある支援が必要です。 また、将来にわたる米の安定的な生産と供給を確保するため、食料安全保障の観点から、国が責任を持って米の生産基盤と供給体制を維持していくことが重要です。政府備蓄米についても、必要な備蓄水準を確保するため、機動的な買入れ、買戻しなどの運用が求められます。 よって、国においては、地域農業と食料生産を守り、農業者が将来にわたって安心して米作りが継続できる環境を整えるとともに、我が国の食料安全保障を確保するため、下記事項を実現するよう強く求めます。 記 １　農業者が将来にわたって米作りを継続し、再生産できる水準で米価が形成されるよう、実効性のある需給対策を講じること。 ２　需給対策を講じてもなお、米価が生産コスト指標を下回る場合において、農業者が安心して営農を継続できるよう、価格形成を補完する直接的かつ実効性のある支援制度を創設すること。 ３　食料安全保障の観点から、政府備蓄米の買入れ、買戻しなどについて機動的な運用体制を確立するとともに、主食である米の安定的な供給を確保することを国の重要な責務として、国民が将来にわたり安心して暮らせる持続可能な食料供給体制を構築すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】令和８年９月 30 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　名】ゆたかな学びの実現、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担率２分の１の復元に係る意見書 現在の教育現場は、国際的に突出して長い教員の仕事時間と、それによるストレスの増大、教育予算や人的資源の不足という構造的な課題に直面している。子どもたちの質の高い学びと、教職員が安心して働ける環境を確保するため、これらの課題解決が急務である。そして、以上の課題を解決し、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、学校の働き方改革の推進と教職員定数改善とそのための予算措置が不可欠である。 給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）等改正を受けて、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律）が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は 2028 年度までに 35 人に引き下げられる。岩手県では、国に先立って 2023 年度から小・中学校ともに 35 人以下の学級編制となった。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。 また、４月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられるが、「３分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠である。 教職員不足や教職志望者の減少により、岩手県内の学校でも欠員が日常的に生じており、学校運営に支障をきたしている。文部科学省の「令和７年度『教師不足』に関する実態調査」によると、岩手県の小中学校の義務標準法上の定数に対する充足率は 98.5%（全国平均 100.9%、2025 年５月１日時点）であり、全国的に見ても低い水準となっている。 文部科学省の「教員勤務実態調査」（速報値、2023 年４月 28 日公表）によると、在校等時間が短縮したものの、持ち帰りや土日出勤を含めた残業時間は、実質月 80 時間を超えており、長時間労働の是正が進んでいない。岩手県内の学校現場においても、人的余裕がない中での学校運営が常態化しており、年度途中での育休者・病休者等の代替補充がすすまず、欠員が生じてさらに職場に余裕がなくなるという負の連鎖が続いている。 厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体間で教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度は、2006 年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。 こうした観点から、2027 年度政府予算編成において、下記の措置を講じられるよう強く要望する。 記 １　高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。 ２　学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

市町村議会名	意見書の内容
	3　自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。 4　教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。 5　自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。 6　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】令和８年９月 30 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣 【件　　名】政府備蓄米の適正水準への早期回復等に向けた意見書 政府においては、昨年、米穀の流通の円滑化を目的として、政府備蓄米を放出する措置を講じられたところであるが、本来、政府備蓄米は不作や災害等緊急事態における国民への供給の役割を担っており、食料安全保障の観点から適正水準へ早期に回復することが国民生活の安定に不可欠である。 また、令和７年産米については、供給量が前年から約 68 万トン増加する一方で、需要量が前年を 30 万トン下回った結果、需給バランスが悪化して、令和８年６月末の民間流通在庫が 243 万トンと過去最大となり、令和８年産以降の需給及び価格形成の見通しに対して生産者の不安が高まっている。 そのような状況において、先般、政府が示した 21 万トンの備蓄米の買戻しは、米の需給バランスを適正な状態にするために十分な量とは言えない。 特に物価が高騰している昨今においても、主食である米は、国民が安定的に購入できる価格である必要がある一方で、米価の下落が続けば、生産者の経営は立ち行かなくなり、後継者確保が困難となって米の生産量が減少し、その結果として、米不足と米価高騰を招いて国民への安定的な食料供給が難しくなることが危惧される。 米の価格は需給バランスによって決まるが、米の需給や価格が想定を超えて変動し、その結果として生産者の経営継続への不安の高まりと消費者・実需者の国産米離れが同時に起こりつつある現状において、政府が責任をもって全国的な米の需給の安定化による生産者の持続的な経営の確保を図り、以って国民への安定的な食料供給を確保することが必要不可欠であり、下記の項目を要望する。 記 １　政府が行う米穀の備蓄について、食料安全保障の観点から適正な備蓄水準を早期に回復すること。 先般、政府備蓄米の売渡しに係る買戻しや買入れについては、21 万トンを買い戻す意向が示されたが、放出された全量を満たしてはおらず、また、需給バランスを適正なものにするのに十分な量とは言えないことから、令和８年産米の供給量を適切に把握した上で、適正な備蓄水準となる量の買戻し・買入れを速やかに実施すること。 ２　食料システム法に基づき示された、生産・集荷・流通の各段階での米のコスト指標が形骸化することのないよう、取引実態調査や事業者に対する指導など法律に規定された政府の役割を適切に果たし、適切な価格形成が行われる環境を整えること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。